

大垣市ホームページバナー広告掲載実施要領

(目的)

第1条 この要領は、大垣市有料広告掲載取扱要綱（平成19年告示第99号。以下「取扱要綱」という。）に基づき、大垣市（以下「市」という。）が作成する市ホームページへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置等)

第2条 広告の掲載位置は、市ホームページのトップページで市が指定した位置とする。

2 広告を掲載する枠数は、20枠とする。

(広告の規格)

第3条 掲載する広告は、バナー広告とし、掲載規格（1枠）は次のとおりとする。

- (1) 縦75ピクセル
- (2) 横210ピクセル
- (3) 10キロバイト以内
- (4) G I F（アニメーション不可）又は J P E G形式

(掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、次のいずれかとする。

- (1) 3月から8月までの6月間
 - (2) 9月から2月までの6月間
 - (3) 3月から2月までの1年間
 - (4) 9月から8月までの1年間
- 2 広告掲載枠に空きが生じたことにより、前項の掲載期間の途中から広告の掲載を行う場合の掲載期間は、前項各号の残りの期間とする。

(募集)

第5条 広告掲載の募集は、市ホームページ及び広報にて行うものとする。

2 広告掲載枠に空きが生じた場合等の広告掲載の募集は、必要に応じて市ホームページ及び広報にて行うものとする。

(申込み)

第6条 市ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、大垣市ホームページバナー広告掲載申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、掲載を希望する月の2月前（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）までに市長に提出しなければならない。

- (1) 広告案
- (2) リンク先のホームページの内容
- (3) 次に掲げる区分に応じた市町村税（特別区税を含む。）完納証明書（申込みの日前3

月以内に発行されたものに限る。)

ア 大垣市に納税がある場合 市が発行するもの

イ 大垣市に納税がない場合 本社等所在地の自治体が発行するもの

(4) 法人登記事項証明書（申込みの日前3月以内に発行されたものに限る。）

- 2 前項の規定にかかわらず、以前に掲載決定を受けたことのある申込者で、提出した前項第4号に掲げる書類の内容に変更がない場合は、その書類の添付を省略することができる。

（広告の審査及び決定）

第7条 市長は、前条の申込書等の提出があった場合は、要綱第11条に定める広告選定委員会の審査を経て掲載の可否を決定し、大垣市ホームページバナー広告掲載決定通知書（第2号様式）により、申込者に通知するものとする。

（広告原稿の提出）

第8条 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、広告原稿を、デジタルデータで提出する。

（広告掲載料）

第9条 広告掲載料は、1枠につき月額10,000円とする。

（広告内容等）

第10条 広告のデザイン、内容等は、市ホームページのイメージを損なうことのないよう広告主と調整してから掲載するものとする。

- 2 広告原稿にイラスト、写真又はロゴなどを使用する場合は、広告主において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は広告主の負担とする。

（禁止する表現）

第11条 閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがある次の表現を含むバナー広告は、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（「注意」「警告」などの警告をあらわすもの。）
- (3) ラジオボタン（選択できるようなもの。）
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの。）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの。）

（市ホームページとの区別）

第12条 閲覧者が、市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は市の事業であると錯誤するおそれのある表現を禁止する。

（色調）

第13条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像又は写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(解像度)

第14条 文字又はイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(被害賠償等)

第15条 広告主のホームページを閲覧することにより、閲覧者がウイルス等の被害を受けた場合及び広告主と閲覧者の間で発生する問題事項については、広告主の責任で被害賠償等速やかに対処するものとする。

(広告内容の変更)

第16条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先ホームページ内容が取扱要綱またはこの基準に抵触していると判断したとき、又は各種法令に違反している、若しくはそのおそれがあるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取下げ)

第17条 広告主は、広告掲載決定後、自己の都合により市ホームページへの広告掲載を取り下げる場合は、大垣市ホームページバナー広告掲載取下申出書（第3号様式）により、市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により、広告の掲載を取り下げた場合は、既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載の取消し)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、大垣市ホームページバナー広告掲載取消決定通知書（第4号様式）により広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 取扱要綱第17条の規定によるとき。

(2) 広告主、広告の内容またはリンク先ホームページ内容が、取扱要綱若しくはこの基準に抵触していると判断したとき、又は各種法令に違反している、若しくはそのおそれがあるときで第16条の規定によっても解消できないとき。

(広告掲載料の返還)

第19条 広告掲載期間中に、市のサーバ等のメンテナンス以外でホームページを閉鎖した時間が生じた場合は、その閉鎖時間に応じ、次のとおり掲載料を返還する。

閉鎖した時間	返還する額
初 日 12時間以上24時間以内	300円
2日目以降 24時間毎	閉鎖日数×300円

(広告主の届出義務)

第20条 広告主は、掲載中の広告の内容、デザイン又はリンク先のホームページアドレスを変更する場合は、大垣市バナー広告掲載内容等の変更届出書（第5号様式）に広告案及びリンク先のホームページを添えて、市長に届け出るものとする。

(その他)

第21条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。